

談話論からみた命令表現

特集

命令表現

沖裕子

1 はじめに

命令表現は、どう定義されるのだろうか。たとえば、

次の(1)(2)は、命令表現といえるだろうか。

(1) 「外に出ろ。」

(2) 「外に出ていただけでないでしょうか。」

よくなされる分類は、(1)の「外に出ろ」を「命令表現」とし、(2)の「外に出ていただけでないでしょうか」を「依頼表現」とするものである。しかしながら、従来
の研究では、「〜表現」と呼ばれるものの定義づけが必ずしも明確に行われてきたわけではない。

ここでは、社会、場面意識、言語内容、言語形式の四

つの特徴を視野に入れた談話論の立場から、日本語の「命令表現」とは何かについて考察したい。

2 命令という言語行動

会話は相互行為である。現実世界に住まう会話参加者が、来歴を負って会話を交わす。こうした、相互行為である言語行動にみられる談話に注目すると、(1)(2)のような、記号列のみに注目したのでは、談話表現の位置づけができないことに気づく。

たとえば、(3)の会話は、制度的権力に擁護された状況である。容疑者Aは、警察官Bの発話に従った行為を

現する必要がある、それを拒否すれば、罰則が加えられる(注1)。

(3) 容疑者Aと警察官Bの会話

A 言っていることが分からないなあ。

B なんだって。外に出ろ。

※〔Aは、拒否できない。〕

〔Aが拒否した場合には、罰則が加えられる。〕

それに対して、友人どうしの場合、(4)は、確かに動詞命令形を使用しているが、その発話の効力は保証されていない。

(4) 友人同士の会話

A なんだって？ 外に出ろ。

B (笑いながら) なに怒ってるんだ？

また、次の(5)のような場合もある。患者Aと主治医Bの会話であれば、「外に出ていただけでしようか」は、敬語形を用いた丁寧な依頼と感じられるであろう。しかし、現実世界の暗黙の秩序のなかで、患者Aが主治医Bのことばに従わなければ信頼関係が損なわれ、患者Aは結果的に良好な治療を受けにくくなるという結果が生じるかもしれない。こうした慣行における力関係も、本論では「制度」という術語に含めて使用する。すると、(5)は、(3)と同様の性質を有している。

(5) 患者Aと主治医Bの会話

A おっしゃっていることが分からないのですが。

B そうですか。では、いったん、外に出ていただけないでしょうか。

※〔Aは、拒否しにくい。〕

〔Aが拒否した場合には、制度的不利益を被る可能性が生ずる。〕

このようなことから、談話表現とは、≒言語表現≒ばかりではなく、現実世界の「事態」のありかたによって、規定される側面を有していることがわかる。

3 命令表現の定義

日本語談話は、成員が、「事態」〔意識〕《内容》≒表現の四層に同時に注目することで運用されている(沖裕子二〇一〇、沖裕子・趙華敏二〇一〇)。相手行為をうながす談話を構築する≒言語表現≒は、ことばとして記号どおりの意味をもたせることよりも、この四層すべてを理解するための指標として用いられるのが日本語談話である。これを「指標型言語」と呼んでおく(沖裕子二〇一三)。

談話は、この四層が同時に結節していると考えると、

言語共同体における現実世界の社会制度のなかで強制力を持ち（事態）、その強制のしくみにしたがう規範意識が成員に共有されて（意識）、権力によって相手を動かすこと（内容）を、相手に伝える表現（表現）が、命令表現である、と定義できる。すなわち、制度的権力の支えを得て、相手の行為を指定拘束する内容を言語化した表現が命令表現である。制度的権力の支えを得ている点で、要求表現や依頼表現とは異なっている。

4 日本語の命令表現を成立させる〔事態〕と〔意識〕

日常生活面であからさまに命令表現が使用される〔事態〕は、現代日本ではほとんど観察されない。人間関係のなかに、従わせ、従うような慣習的制度〔命令〕が少なくなつたからである。親子の間でも、〔命令〕が通用することはめずらしい。また、日本型民主主義が普及した現代日本社会は個人の理解と納得のうえに運営されるため、一見して明確なカタチをもつ〔命令〕が姿を消した。このことは、「契約」という概念や制度はあるが、慣行としては根付いていない社会のありかたともかわっている。職掌や規律も、職場で働きながら覚える側

面が強く、成員の合意と自覚による社会形成が促されており、それがおおよそ機能している社会でもある。

他方、〔意識〕の点からみると、次のようなことが指摘できる。

〔命令〕は、制度に支えられた「支配被支配の当然性の認識」のなかでおこなわれる。したがって、発話者と受話者の双方が、ともに同じ〔事態〕を共有し、同じ意識でこの事態をとらえなければ、〔命令〕という行為が成立しない。〔事態〕が、権力による罰則という強制をもつて支配被支配を用意していても、発話者の〔意識〕がそれを認識していなければ、会話における〔命令〕は成立しないのである。

このことは逆に、仮に〔事態〕が〔命令〕でなくとも、発話者、受話者両者の〔意識〕が〔命令〕ととらえれば、そこに〔命令〕という事態が出現することでもある。このときの要点は、発話者、受話者の片方だけの意識ではなく、両者の意識が揃うと、事態を〔命令〕として成立させることができるという点にある。すなわち、意識が現実のとらえかたを変えるのである。たとえば、ある家の親子が、ともに「親の意見に子は従わなければならない」とする意識をもっていけば、そこに命令談話が成立するのだといってよい。日本語談話では、発話者

と受話者が共同して場面を構築している意識が強い（倉持益子二〇一三）。そのため、命令表現が現実の「事態」を変え、効力をもつためには、間接的な表現であつても、それを「命令」であるとききまえ、察する、両者の意識のすり合わせが重要となるのである。こうしたメカニズムを逆手にとると、本来の事態としては「命令」ではないものも、「命令」として遂行させてしまうこともできる。

5 命令表現の《内容》と表現

《命令》は、内容的に、相手行為を指定拘束するものである。たとえば、「外に出る」という相手の行為を指定する内容を伝えることになる。では、表現においての特徴はどうであろうか。

日本語談話が指標型言語の特徴を有することから、表現のカタチは、自由度が高い。発話者は、表現というカタチを通して、「事態」「意識」《内容》に注意を払っている（注2）。そのため、それら三層のありようが受話者に伝わる表現選択であればよいのである。ただし、受話者の受容傾向を見定めて発話構成をおこなう発話者の表現能力や、受話者の受容能力そのものによって

も、伝達の効力は左右される。

日本語談話の表現は、事態、意識、談話内容を、「命令」「命令」《命令》として伝達できるように選択することが重要である。表現によっては、「事態」と、受話者の気づきという「意識」がなければ、それが命令だとは分かりにくい場合もあつて、談話表現の間接性が高い（後述8節）。「出る」のように、命令を直接あらわす言語形式を選択することは、日本語の言語表現としては拙く、摩擦が大きい。いかに直接的な命令ではない表現で、事態、意識、内容としての命令を伝えるか。あからさまに言語表現化せずに伝え、それをすみやかに理解するという、「わかまえ・察し／見立て・やつし」の重視（注3）が、現代日本語談話のしくみの基本にある（沖裕子二〇一三）。また、日本社会は、こうした談話行動によって、安定した社会秩序を作り出している社会である。

以下、言語体系に即して、表現の形態と意味について、さらに述べたい。

6 形態法からみた命令表現

英米語では、たとえば「Come!」のように動詞命令

形を用いた命令表現が抵抗なく成立することに比べると、現代日本語では、動詞命令形を用いた命令表現は、ほとんど使用できない。たとえば、緊急の場合にも、「逃げる！」が言いにくくなっていることが指摘されている（水谷静夫二〇一一）。

日本語の動詞命令形を用いた命令表現は、相手行為を直接指定する《拘束》を意味する命令形であり、いわゆる〈強い命令〉である。方言によっては、「ハヤク イケ」などの命令命令が〈強い命令〉、「ハヤク イキ」などの連用形命令や、終助詞を付加した「ハヤク イケヤ」などが〈弱い命令〉になる地域もある。東京共通語では、接辞テを添えた、「ハヤク イツテ」や、省略せず「ハヤク イツテクダサイ」と述べるのが、〈弱い命令〉になる。現代日本語では、こうした〈弱い命令〉を表す命令表現が主流で、動詞命令形を用いた〈強い命令〉は、出番がほとんどない。〈弱い命令〉は、「命令」のもつ制度的拘束力が弱く、依頼・勧め・要求の表現と連続的である（蒲谷宏・川口義一・坂本恵一九九八）。

発話時に命令の意味を担える用言複合体は、次節の文タイプのところで列挙する。

7 文タイプからみた命令表現

表現は、語彙、文法と関係する。文意として《命令》を表す文タイプには、①相手行為の指定、②相手行為禁止の指定、③手前（話し手）行為強要受入の指定、という三種がみられる。それぞれの文を組み立てる、語彙的、形態的特徴は、次のようである。紙幅の関係上、日常談話における使用頻度は考慮に入れず、現代共通語として不自然ではないと内省される表現の一部を列挙する。なお、命令形以外の表現は、命令だけではなく、依頼、勧めなどの意味もち、表現的意味は多義である（沖裕子一九九五）。使用された発話場面のなかで、表現的意味が決定されていく。

① 相手行為を指定する文

「外に出ろ」（動詞命令形、※ヨ後接可）、「外に出る」（終止形命令）、「外に出て」（連用中止命令形、※ヨ後接可）、「外に出よう」（動詞志向形）、「外に出るんだ」（ノダ文、※ヨ後接可）、「外に出てくれ」（倚辞クレルの命令形）、「外に出てもらう」（倚辞モラウの終止形命令、※ヨ後接可）、「外に出てもらう」（倚辞モラウの志向形）、「外に出てもらいたい」（倚辞モラウ＋接辞タイの終止形命令）、「外に出た、出た」（動詞過去形の

繰り返し)

② 相手行為の禁止を指定する文

「外に出るな」(禁止終助詞ナの後接)、「外に出ないで」(連用中止命令形)、「外には出られない」(倚辞ラレル+接辞ナイ…意味的には状況不可能)、「外に出てはいけない」(迂言的表現シーテハハイケナイ)、「外に出てはだめ」(迂言的表現シーテハハダメ)、「外に出てもらっては困る」(迂言的表現シーテモラツテハハコマル) ※以上すべて終助詞ヨの後接が可能。

③ 手前(話し手) 行為強要の受入を指定する文

「上がるよ」(終助詞ヨの後接)、「上がらせてもらうよ」(使役接辞サセル、倚辞モラウ、終助詞ヨの後接)、「上がらせてもらおう」(使役接辞サセル、倚辞モラウの志向形)、「上がらせてくれ」(使役接辞サセル、倚辞クレルの命令形)

8 談話法からみた命令表現

語や文による命令表現(第一次命令表現)は、そうした形態や文を耳にただだけで、命令と感じられる可能性が高い。それに対して、談話全体で命令を表現していくことがある(第二次命令表現)。複雑な状況をふまえながら

相手行為を動かすような事情がある場合には、談話の動的展開のなかで、間接的に命令を受話者にさとらせる方法がとられる。現代日本語の日常談話には、こうしたタイプの命令はよく観察される。

第一次命令表現を用いるのは、お互いに状況がはっきりしていて、端的に命令を伝えるような場合である。それに対して、第二次命令表現、すなわち、談話的命令表現は、「意識」をふりむけ、「事態」の理解を促すことで、「命令」が可能な社会的秩序を構築しつつ《内容》を伝えるような場合に使用される。日本社会は、組織制度上、命令権を確立させたうえで責任の所在と権限の範囲を明示化する社会ではない。つまりは、社会秩序のうえでは「命令」が可能である場合にも、あからさまな命令として伝えることが困難である。そのため、話し手と相手との合意のなかで、それが命令であることが承認されるといふ段階が必要である。理解できない受け手、または、是認できない受け手にあつては、話し手の「命令」意図や、「命令」の正統性が正しく伝わらないか、いなされる可能性を常にはらんでいる(沖裕子一九九四)。

会話のやりとり全体のなかで「命令」の意図を伝える場合、表現は、さまざまに見立てられ、やつされて(沖

裕子二〇一三三、伝えられる。ここでは、そうした談話を内省し、例示したい。第二次命令表現では、もちかけながら、そうしろ、と勧めたり、頼んだり、行為の確認を行うなどのなかで、相手行為の指定が行われる。そのため、談話レベルの命令は、依頼や勧めなどと分別が困難な形式（一例として(6)(7)の傍線部）を部分的に用いながら、談話全体で展開されるのである。

(6) (作例談話) A / 大学指導教員 B / 学生 場所 /

A 教授の研究室 状況 / 単位を落としそうな学生への履修指導

A ええと、学務からの通知によると余り成績がよくないですね。

B すみません、ご心配をおかけして。

A それでは、これからどうしましょうか。

B ええと、どうしたらよいかよく分からなくて。

A そうですか。では、まず、卒業にどうしても必要な単位に○をつけてみてください。

B はい、この科目と、これと、これです。

A では、これらについては、勉強のしかたは分かりますか？

B はい、大体分かりますが、この先生の講義だけはよく分からなくて。

A そうですか。(シラバスを開く)シラバスを見ると、教科書の指定はないようですが、参考文献があがっていますね。これは、もう入手して読んでみましたか？

B いいえ、何もしていません。

A そうですか。それでは、あまり値段が高くないので、まず、この参考文献を買いましょうか。
そして、とにかく読んでみる、というのはどうですか。

B はい、分かりました。さっそくやります。

A はい、それでは、そうしてください。

(7) (作例談話) A V B V C の序列がある先輩後輩関係
場所 / A の自宅 状況 / サークルの飲み会で、A が
手料理で部員をもてなす

B 遅れてすみません。お待たせしました。

C 全員揃いました。

A ようし、それでは、乾杯。さあ、食べて、食べて。

B 先輩、おいしそうなんですけど、俺、これ、食べられなくて。

A そうか。でも、折角作ったんだから、少しだけでも食べてみてよ。

- B (頭を搔いて) わざわざ言わなきゃよかったなあ。
 A (笑いながら) そうだよなあ。
 B はい、いただきます。

9 おわりに

以上、命令表現を、談話論からとらえて考察した。日本語における談話表現は、話し手と聞き手が、「事態」〔意識〕《内容》〳〵表現〳〵の四層に同時に注目する発話態度が基底にある。命令表現とは、「事態」における制度的強制を得て、「相手行為を指定する」談話である。話し手と聞き手双方の「意識」が、その暗黙の強制的秩序を認めたととき、命令表現が命令表現として成立する。〳〵表現〳〵は、形態、文、談話の三レベルの言語表現が使用される。話し手と聞き手が「事態」をまぎれなく把握しているときは、第一次命令表現が使用される。第一次命令表現とは、用言複合体の命令形使用などの明示的、直接的な形態法や、話し手の命令意志を伝達する一文による。しかし、状況が複雑で、「事態」を理解させ「意識」を整えたうえで《命令》を伝える場合には、談話を用いた第二次命令表現が使用される。日本語における命令談話は、命令であることを直接的に言語表現せず、依

頼、提言、勧誘など様々な話種を駆使しながら、談話全体で理解をうながし、間接性高く伝達される。

付記 本論は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤(C)「発想と表現からみる日本語談話の対照談話論的研究」(課題番号/24520498、研究代表者/沖裕子)による成果の一部であることを記し、謝意を表します。

1 注

1 本論の用例は、論者の内省談話資料による。意味分析における用例にならって得た用例が内省談話資料(〳〵作例談話)である。実例だけでは不十分な場合を補い、また、適切ではない談話の作例も可能になる。談話の考察には、その長所と短所をふまえつつ、有効に使用することが必要だと考える。

2 このとき、発話者と受話者はともに場面を形成しており、かたほうが行動を起こすことで場面の均衡が破れるというところからえ方をしている(井上優二〇一三)ことも、日本語談話における場面意識の特徴である。

3 見立てとは、何かになぞらえること。たとえば、落語で扇子を煙管に見立てる、など。やつしとは、外形を変えること。たとえば、義経が弁慶の家来に身をやつす、など。いずれも日本の伝統的発想と表現である。沖裕子(二〇一三)では、見立てと仕立てとして、この発想と表現が日本語の談話展開にもみられることを指摘したが、見立てとやつしとしたほうがよい。

参考文献

井出祥子(二〇〇六)『わきまえの語用論』大修館書店

- 井上優 (二〇一三) 『相席で黙っていられるか―日中言語行動比較論―』岩波書店
- 沖裕子 (一九九四) 「方言にみる感謝表現の成立―発話受話行為の分析―」『日本語学』第一三卷第八号「沖裕子 (二〇〇六) に収載」
- 沖裕子 (一九九五) 「勸めの依頼表現について」『日本語学』第一四卷第一号 明治書院「沖裕子 (二〇〇六) に収載」
- 沖裕子 (二〇〇六) 『日本語談話論』和泉書院
- 沖裕子 (二〇〇九) 「発想と表現の地域差」『月刊言語』第三八卷第四号 大修館書店
- 沖裕子 (二〇一〇) 「日本語依頼談話の結節法」『日本語学研究』韓国日本語学会 ソウル
- 沖裕子 (二〇一三) 「談話種変換法からみた日本語談話の特徴―わきまえ・察し・見立て・仕立て―」『明海日本語』第18号増刊号 井上史雄先生古希祝いオンライン論文集』明海大学 日本語学会
- 沖裕子・姜錫祐・趙華敏・西尾純二 (二〇一一) 「第26回研究大会ワークショップ 日本語談話の発想と表現」『社会言語科学』第一三卷第二号
- 沖裕子・趙華敏 (二〇一〇) 「発想と表現からみる日本語依頼談話のしくみと指導」『日本語教育与日本語学研究』第五号 上海
- 生越直樹 (二〇一二) 「配慮」の示し方―日本と韓国の言語行動の比較から―」三宅他編 『配慮』はどのように示されるか』ひつじ書房
- 蒲谷宏・川口義一・坂本恵 (一九九八) 『敬語表現』大修館書店
- 国広哲弥編 (一九八二) 『日英語比較講座 4 発想と表現』大修館書店
- 倉持益子 (二〇一三) 「あいさつ言葉の変化」『明海日本語学』第18号増刊号 井上史雄先生古希祝いオンライン論文集』明海大学日本語学会
- 坂本恵・薛鳴 (二〇一一) 「敬語コミュニケーションを阻害する文化的な違いについて」修剛・李伝博監修『異文化コミュニケーション―シヨンのための日本語教育』高等教育出版 北京
- 鶴見俊輔 (一九九五) 『神話的時間』熊本こどもの本の研究会
- 浜田寿美男 (一九九五) 『意味から言葉へ』ミネルヴァ書房
- 日高水穂 (二〇一二) 「察し合い」の談話展開にみられる日本語の配慮言語行動」三宅他編 (二〇一二) 『配慮』はどのように示されるか』ひつじ書房
- 水谷静夫 (二〇一一) 『曲がり角の日本語』岩波書店
- 宮岡伯人 (二〇〇二) 『語』とは何か―エスキモー語から日本語をみる―』三省堂
- 三宅和子・野田尚史・生越直樹編 (二〇一二) 『配慮』はどのように示されるか』ひつじ書房

(おき・ひろこ 信州大学教授)